

## 天白区マスコットキャラクター「かぼっち」バックパネル貸出規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、天白区マスコットキャラクター「かぼっち」をあしらったバックパネル（以下「バックパネル」という。）を、安心・安全で快適なまちづくり活動及び天白区のPRなど天白区の区政推進を目的とした取り組みに対して、貸し出す場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

### (利用申込)

第2条 バックパネルを利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、天白区マスコットキャラクター「かぼっち」バックパネル利用申込書（第1号様式、以下「申込書」という）に必要な書類を添付して、名古屋市天白区長（以下「管理者」という）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、天白区役所または天白区役所が構成団体の一員となる実行委員会等の団体が利用するときは、この限りではない。

- 2 申込書は利用日の1ヶ月前（当該日が天白区役所の閉庁日の場合は直後の開庁日）までに提出するものとする。
- 3 申し込みは、利用の3ヶ月前から先着順に受け付けるものとする。ただし、天白区役所または天白区役所が構成団体の一員となる実行委員会等の団体が利用する場合は優先とする。

### (利用の制限)

第3条 管理者は、前条の規定による申し込みがあった場合において、その内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、バックパネルの利用を承認しないものとする。

- (1) 特定の政治、思想、信条、宗教の活動に利用されるとき
- (2) 不当な利益を得る目的で利用されるとき
- (3) 名古屋市の事業又は名古屋市が認めた関連事業の推進に支障があると認められるとき
- (4) 法令又は公序良俗に反するとき
- (5) 特定の個人、企業、政党又は宗教団体等を支援し、又は公認しているとの誤解を与えるおそれがあるとき
- (6) 営業活動その他営利を目的とする行為に利用されるとき。ただし、社会貢献活動その他公益又は公共の利益に資する行為であると認められるときは、この限りでない。
- (7) 利用者が、名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当する

場合又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するに認められるとき

- (8) 天白区のPRその他天白区政の推進に寄与するという趣旨に反するとき、または天白区若しくは名古屋市の品位を傷つけると認められるとき、その他管理者が承認を不適当と認めるとき

#### (利用承認の通知)

第4条 管理者は、利用申込を承認したときは、利用日の2週間前までに、天白区マスコットキャラクター「かぼっち」バックパネル利用承認書（第2号様式）により利用承認の通知を行う。

#### (バックパネルの受け渡し)

第5条 バックパネルの受け渡しは、原則として利用日の前日に行い、返却は利用日の翌日に行う。受け渡し日が天白区役所の閉庁日にあたる場合は、直前の開庁日とし、返却日が閉庁日にあたる場合は、直後の開庁日とする。ただし、管理者が認める場合は、この限りでない。

- 2 バックパネルの貸出に当たっては、返却から次の貸出までに必要な準備期間を確保するものとする。期間の長さは、管理者が状況に応じて定める。
- 3 返却時には、管理者がバックパネルの状態（破損、汚損等）を確認するものとし、必要に応じて利用者立ち会いのもと確認を行う。

#### (利用料)

第6条 利用料は無料とする。

#### (利用上の遵守事項)

第7条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) バックパネルを第三者に譲渡し、又は転貸してはならないこと
- (2) 火気又は危険物の近辺で利用してはならないこと
- (3) 雨天時、強風時の屋外又は水辺において利用してはならないこと
- (4) 足場が不安定な場所で利用してはならないこと
- (5) 利用前に、必ず管理者による取扱い説明を受けること
- (6) その他、管理者が付した条件に従って利用すること

#### (利用承認の取り消し)

第8条 管理者は、利用者が第3条の各号のいずれかに該当することが判明した場合および第7条に定める事項を遵守しなかった場合は、その利用承認を取り消し、直ちにバックパネルの返却を求めるものとし、以後の貸出は行わな

い。この場合、利用者に損害が生じても、名古屋市天白区役所は一切の責任を負わないものとする。

**(原状回復)**

第9条 バックパネルを破損した場合または通常の利用による汚損の程度を著しく超える汚損があった場合には、利用者の責任と負担において補修またはクリーニングを行い、原状に回復しなければならない。

**(貸出の中止)**

第10条 バックパネルが著しく汚損し、または故障するなどして貸出に支障をきたす状態となった場合は、当該補修等に要する期間中、利用の申込みがあった場合であっても、利用者に事前に連絡した上で、貸出を中止するものとする。なお、これにより利用者に損害が生じた場合であっても、名古屋市天白区役所は一切の責任を負わないものとする。

**(免責事項)**

第11条 バックパネルの利用に起因して利用者が被った損害または第三者に与えた損害については、名古屋市天白区役所は一切の責任を負わないものとする。

**(その他)**

第12条 この規程に定めるもののほか、バックパネルの貸出に関して必要な事項は、管理者が適宜指示する。

**(附則)**

この規程は、令和7年10月1日から施行する。